

### 第3回旧吉田茂邸活用検討会議結果概要

日 時 平成19年1月25日（木）14：00～16：00

場 所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室

出席者 別紙名簿のとおり

傍聴者：1名

#### 概 要

##### 1. 会長あいさつ

お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。前回11月30日が第2回会議であったと記憶しております。それから約2か月たちまして、平成19年に入りました。新年第1回目の会議になります。この会議も本格的に始動し、10月までには提言をまとめる予定になっています。委員皆様のご意見をより一層賜り、ご協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。今回の会議は当初バスによる近隣施設の見学でしたが、各種手配の都合上、4回目の会議と前後しましたことをお詫びします。

##### 2. 議題

###### (1) 七賢堂及び銅像の取り扱いについて

○神奈川県都市整備公園課 県より資料説明【資料1】

<省略>

○質疑

委 員：個人的に申し上げて恐縮ですが、仮に七賢堂や銅像が大磯町の文化財として指定されたらどのような扱いになりますか。公園の維持については我々町の方もいろいろ協力しながらやっていかなければいけないと思っています。城山公園では（郷土）資料館として県から土地を拝借して建物は町が。そういう解釈ができませんか。

県 長：私が述べた個人崇拜的、宗教的施設とは、中の写真とか神棚とかが神格化されているということで、文化財とはおそらく建物とかになるのではないかと思います。銅像に関しましても、吉田さんはまだ戦後の政治家で歴史上の人物となっております。お孫さんも現職政治家ということで、政党職も強いということです。郷土資料館は城山公園の中に設置許可で町が造られたものです。そういうものが、宗教的な意味合いが強ければ、県の設置許可が出来ないという事になります。

委 員：法解釈をどう行うかということですか

県 長：公園施設として相応しいかどうかということですか。県の条例でも、宗教的なものは原則認めておりません。

委 員：銅像は大磯のほかには高知空港と北の丸公園にあります。北の丸公園は国の管轄で

しょうけれど、どういう法的解釈でそこに建っているのでしょうか。

県 員：北の丸公園は国民公園で都市公園法の適用を受けません。高知空港は不明ですが。

委 員：町の文化財としてお願いした場合には

県 員：個人崇拝ですとか宗教色を取り除けば、例えば七賢堂から写真を外してしまえば可能かもしれません。七賢祭を執り行う場所も、公園になった場合他で行うことができるかどうか、という議論になってくると思います。いずれにしても、法解釈も含め色々な議論になってくると思いますのでここで結論を出さず、皆さんから色々なご意見を伺ったうえで、来年度から本格化する調査の中で検討していきたいと思います。

委 員：七賢堂にしても銅像にしても、皆あの場所にあつてこそ保存の目的に叶うものではないかと思います。法解釈で難しければ、公園の中で飛び地ということで区域を区切る保存の仕方ができますか。また、管理も公が無理ならば民間レベルでということになるでしょうが、そのあたりの兼ね合いはいかがでしょうか。

県 員：委員がおっしゃられたとおり、公園施設として出来ないという場合には飛び地ということになります。一般的に都市公園を建設するとき神社仏閣があれば、必ずそこは外します。今回の場合は吉田邸の中にありますから、実際に公園が開設した時、公園区域の中を通らなければ行けなくなります。宗教的な行事を、参拝するときに公園の中を通るということになりますので、色々な事例を見ながら判断せざるを得ないと・・・。

委 員：吉田邸の出入り口は 2 箇所あります。七賢堂等は文化財保護法を指定して管理していくという方法はどうですか。

県 員：文化財の関係になりますと教育委員会の所管になり、ここでの議論は難しいです。公園はある程度回遊性が必要で、除外するものが回遊性を分断することにならないよう、なるべく地形を整形する必要があります。場合によっては中央にある七賢堂の移設も検討する必要もあると思います。

委 員：今後の方向性につきましては、現所有者の西武鉄道と七賢堂祭の施行者である吉田記念国際財団もご意見があるでしょうから、今後にかけて検討していきましょう。

県 員：お伺いしたいのは、銅像の所有は今どうなっておりますか。

委 員：元々観光協会のメンバーで造った物です。裏から直接入れるようになっており、柵で隔離してあり、出入りは自由になっています。観光協会が、宗教的な意味合いでは無く吉田さんに対する御礼で建てようという、極めて単純な考えで建てたものです。

委 員：どちらかと言うと、大磯の観光を目的として造られたものですね。

委 員：観光資源として。

委 員：七賢堂に関して、戦前は大磯小学校で伊藤博文公を称えるお祭りをやりました。

その式が終わると、当時は五賢堂でしたが皆でお参りに行きました。七賢堂に關しましては、宗教的な面は強いと思います。

委員：銅像の部分につきましては南側から入れ、敷地も分離されています。公園区域に入るかどうか併せて検討願います。

県：検討します。

委員：吉田さんは将来歴史上の人物に成り得る人だと思います。したがって、七賢堂の人と同等に取り扱い頂いたらと思います。

委員：今日の会議ではこれが一番の問題でしょうけど、その他の問題として、限られた時間ですからもっと先にやらなければいけないことを洗い出して検討する必要があるのでは。例えば、私は地元ですが、自由に入れるから非常に危険です。また、防災はどうなっているかということも。さらにあの家はどのくらいのメンテナンスが必要とか、先に進めていただきたい。

事務局：県が都市計画決定をするまでは、基本的に西武の責任で維持管理をして頂く事が原則と考えております。この会では、あの建物をどのように利活用していくか、どのように改修するかというイメージを造っていただきたいと思います。県が整備を行いますので、県に対して要望、意見を言っていただきたいと思います。

委員：今どの程度、西武が防火施設とかセキュリティとかをやっているかの調査はされていますか。こういう会議をやって世の中に吉田邸の話が出て行くと、色々な問題が出てきても困ります。

事務局：基本的に所有者が管理して行くことにはなりますが、セキュリティ面では西武も神経を使って対応しています。西武も、あの建物に何かあったら（県に売却するのに）困るということで対応しているようです。

委員：七賢堂や銅像を公園から除外したらだれの所有になるのですか。

委員：県が購入する際、その部分は買えないということになるのですか。また七賢堂の移設をする場合の費用は、公費から出せないとなったら、どこが負担をするのでしょうか。

県：整備や維持管理に支出は出来ませんが、公園施設に馴染まない場合の移転は補償費として対応できると思います。

委員：移設した先は、観光協会が法人化すれば持てますけどねえ。

委員：一旦公園として購入してから、公園区域から除外していくのですか。

県：公園の場合厳密に測量して予め除外します。例えば墓地などの場合も一旦区域から除外し、墓地を移転した後に（跡地を）追加購入します。

事務局：本日はここで詰めることは出来ません。今後さらに県の方で調整され、提案が出てくるものと思います。

## (2) 町の諸施策について

○事務局より資料説明【資料2】

<省略>

○質疑

委員：借地が4月1日からということですが、松くい虫の処置は出来ないでしょうかね。

事務局：土地に手を入れるのは、所有者の許可を得る必要があります。借地ということですが、基本的には所有者の負担軽減措置として行うものですので、公園のように町がすべて管理するというものではありません。管理は基本的に西武にやっていただきます。

委員：西武任せですと、（松枯れが）進行してしまう可能性があるということですね。有償借り上げの中での調整ができるかもしれないと考えられますが。

事務局：基本的に所有者はあくまでも西武ですので、西武に対応していただくものと考えています。ただし、管理に費用がかかるので町が（費用面で）支援していくということ。また、支援策として借地するだけでという考えもありますが、せっかく借地するのですから、何日か公開もさせていただこうかと考えているところ。しかし、公開するのにも費用がかかりますので、最低限、週2回程度でということ。検討しています。

委員：入口右側の駐車場部分も借地するのですか。そうならば有料化が図ることが可能かどうか。特別イベントでどこかの団体が使用したいという時に、有料貸出が可能かどうか伺いたいのですが。

事務局：区域は、支援策ですので建物、道路及び河川部分を除いた全体と考えています。ただし、一般公開を考えている部分は、前回公開した部分のみと考えています。有料化として入場料の設定は出来ませんので、例えば資料を作成し、資料代と言う形で買っていただくことは検討しています。団体の利用につきましては、公的団体が利用される場合には、町の借地の中で対応していくようになると思いますが、有料化ということまでは考えていません。基本的に営利目的等は無理かと思いますが。

委員：町も1千万円単位の負担が出てきますから、それをどこかで回収したいという思いもあります。

委員：1千7百万円強が平成19年度経費発生してくるということです。ただし、固定資産税は引き続き2千5百万円が入ってくるということです。

委員：税の減免が税法上困難なのはどうしてですか。

事務局：税法の減免規定に該当する内容が無いということです。国の文化財指定をされますと税法上減免対象になります。また、町税条例の減免規定に条件を加えれば可能となりますが、それにしても町として文化財等、何らかの位置づけをしなければ出来ません。年数の関係もございまして、文化財指定等はまた難しいと言うことがございます。税の関係は県等とも調整しましたが、やはり難しいということ

になりました。

委員：条例改正をして項目を追加しなければいけないということですね。

委員：文化財指定は難しいのですか。

委員：入場料は取らない方向のようですが、入場料を払っても見たいという方が殆どだと思いますが、何か方策は考えませんでしたか。

事務局：きちんと入場料として徴収するためには、ご承知のとおり行政の場合は使用料条例の制定が必要になります。ただし、暫定的に負担金という雑入としての徴収ならば可能であるとの話もありましたが、この件で知恵をいただいている県公園協会からは、庭園だけでどの程度負担金をいただけるかと。例えばそれが 100 円程度ですと、年間入場者数を考えても、経費と比較してどうなのかという議論になりました。

委員：9月からの一般公開で、入場者数はどのくらいを見込んでいるのですか。

事務局：1日2百人で、60日とすると1万2千人程度となりますが、（子ども等）無料の方も含まれますので…。ですから入場料ではコストがかかる割りに期待が来れないと思います。むしろ期待をしたいのは経済効果面です。来場者が町内でお金を落としていただく、そういう経済的な部分ではないかと思うのですが…。この件は、実際公開するにあたっては、また観光協会さんや商工会さんとも別途調整させていただければと思います。

委員：心配なのは1日2百人限定でさばききれますか。断るのが大変ではないでしょうか。

事務局：基本的には電話予約ですから、一杯になればお断りをします。しかし通年ですのて、空いている日を教えてあげることが出来ます。基本的にその範囲内でやっていくものと思っています。何が問題かという、開放日数を増やせば、それだけ経費がかかってくるということです。基本的に開放を目的に借地するというのではないということです。支援策として借地をするのですが、ただ借りているだけではなく、ある程度は公開をして皆様にも還元をということで、週2日ぐらいならどうかと。

委員：一般公開する以上は、支援策という理由は関係ないのでは。いつ申し込んでも見ることが出来ないとなると不満も出てくる。

事務局：公開方法については、まだ具体的に煮詰めておりません。あくまでも予算の範囲内ということですが、例えば週2日ということではなく、秋の行楽シーズンとか期間を限定して1ヶ月間毎日開放し、それ以外の時期は保存に努めるとか、いろいろな方策が考えられます。そのあたりについてご提案を頂ければと思います。いずれにしても、県立公園として整備されれば見学をすることが可能になるわけですから、あくまでも、それまでのつなぎ措置としてお考えください。（つなぎ措置が）公開が目的なのか、保存が目的なのか、そのあたりを整理する必要があ

ると思います。

委員：今はツアーがずいぶん入っていますが、借り上げたときにツアーとの兼ね合いはどうなるのですか。

事務局：滄浪閣の食事とセットでツアーが入っているようですが、4月以降は入れないと伺っています。ただし、町が公開して予約を受け付ける際に、ツアーだけ除外することは出来ませんので、その範囲内で申し込みがあれば受け入れるということになるかと思います。

委員：ツアーに吉田邸が入ると、値段が大分高くなる。そのくらい旅行会社は吉田邸で稼いでいます。それを3月で止めてしまえば、大磯のイメージとして良くないと思いますが、役場の対応は難しくなるのでは。

事務局：所有者の西武としては、（ツアーの継続は）考えていないらしいです。（町の一般開放事業の）同じ条件の中で予約をしていただければ、それは可能ですが。

事務局：西武との賃貸借条件にもなってきますが、町の開放は庭だけです。建物の中には入れません。庭だけではたして同じように客を集めることが出来るかどうか……。一般開放のときに、ツアー客だけ建物の中に入れるということはありません。

委員：4月から9月までの見学希望をどうするか、要確認だと思います。

事務局：公開の際には対応します。

委員：一般公開に当たっての問い合わせ窓口は観光協会ですらやっていたのか。

事務局：ここでは、借地の是非と公開方法の内容について議論をいただければ……。

委員：積極的には。しかし実際には観光協会にもだいぶ問い合わせがあります。公開の際には、問い合わせに対するマニュアルがあればと思います。

### (3) 歴史的建造物保存活用先進事例視察について

#### ○事務局より資料説明【資料3】

<省略>

委員：鎌倉は混むから小田原の方が良いのでは。

事務局：これまで特にご要望を頂かなかったので、鎌倉方面で調整させていただきました。実際先週下調べを兼ねて現地に行きましたが、今の時期は道路の混雑はそれほど問題ないようでした。ただ、午後に2箇所回るのは大分厳しく、帰りは遅くなるかもしれません。

委員：拝観料はかかりますか。

事務局：予算がありますので町でご負担いたします。

委員：時間を午前中からにしたらどうですか。

委員：昼食代は自己負担で良いのでは。また、ただ見学するのではなく説明を受けられませんか。

事務局：説明を頂くことについては先方と調整してみます。

事務局：町バスの都合が付きましたら、先方の都合も確認の上対応します。また、議会特別委員会の同行についてはよろしいでしょうか。

委員：同じテーブルで議論をするわけではなく、合同視察なので構わないのではないですか。

事務局：町バスは午前中から空いているそうです。視察先とも調整し、改めて後日スケジュールをご連絡します。

#### (4) その他

事務局：残り 30 分程ですが、フリートーキングで現時点での思いをお話し下さい。

##### <主な意見・要望>

- ・年間何日か期限をつけて建物内を見せる日を。
- ・邸内の道が狭いので、2 m 近く拡幅を。
- ・建物の裏側にはお金を出して頂けるようなものを
- ・吉田元総理を知らない人への対応を、例えば NHK スペシャル等で偉大さをアピールしてもらおう等
- ・城山公園と一体的な整備を
- ・建物は自由度の利くお金の取れる施設を。
- ・映画のロケの使用に耐えられるような整備を。
- ・松林の復活を。
- ・吉田記念館の建設を。300 人ホールもあれば良い。
- ・鎌倉古道の整備を。
- ・富士山が見えるように建物の規制を今からでも。
- ・ボーリング場跡地（大磯プリンスホテル臨時駐車場）を駐車場として、不動川に橋を。
- ・中を宿場時代風に改装し、吉田邸と併せて保存を。
- ・カフェテラスの併設を。
- ・フィルムコミッションを立ち上げ映画会社等に PR を。

##### <質疑>

委員：遺産保存会が保管する三井守之助別荘の一部を、駐車場のところに案内場として復元が可能ですか。

県：ご意見として、活用する場所がそこしか無いということなら検討は可能です。

委員：結婚式場は可能ですか。

県：可能です。日比谷公園では民間が都と協力して結婚式場を運営しています。出来れば民活をと考えています。

委員：今の施設以外で吉田記念館的な建物（設置）は可能ですか。

県：建物は供用施設として位置づけます。それ以外に来場者が自由に使用出来る施設は可能です。国と交渉しながら、ご意見を伺いながら検討していきます。

委員：管理のし易い建物を。記念館の中に四季の写真展示などもあればリピーターが多くなります。

委員：温室が目障りなので右の建物と釣り合うように建替えられませんか。

委員：昭和 25 年に出来たもので、当時としては珍しいアルミサッシを使用した貴重なものです。

会長：お話も尽きませんが、お時間が過ぎましたので終了します。

以上

## 第3回旧吉田茂邸活用検討会議出席者名簿(敬称略)

H19. 1. 25 大磯町役場 4 階第 1 会議室

区 分	氏 名	備 考
会 長	原田 義彦	大磯町教育委員会委員長
副会長	井上 浩吉	大磯町観光協会会長
委 員	関野 好一 後藤 勲 重田 照夫 石井 晴夫 遠藤聡太郎 向井 英辨 鈴木 馨 荒金 謙次	大磯町区長連絡協議会会長 大磯町区長連絡協議会副会長 大磯町商工会会長 大磯町商工会町長 大磯町観光協会町長 西小磯西副区長 中丸区長 大磯ガイドボランティア協会会長
オブザーバー	中島 秀和 小松 雅一 今永 英二 杉野信一郎 木綿 紀子	神奈川県企画部政策課副主幹 神奈川県県土整備部都市整備公園課技幹 神奈川県平塚土木事務所道路都市部道路都市課長 湘南地域県政総合センター企画県民部企画調整課長 ㈱山手総合計画研究所
事務局 (大磯町職員)	二挺木洋二 増尾 克治 仲手川 孝 瀬戸 克彦 和田 勝巳	大磯町参事(政策推進・企画担当) 大磯町企画室長 大磯町企画室副主幹 大磯町企画室主査 大磯町環境経済部経済観光課長